

佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐野市人権教育・啓発推進基本計画の基本理念に基づき、市民一人一人が、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向又は性自認のあり方が少数派である者をいう。）である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、お互いがパートナーであることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宣誓をしようとする日において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていること（宣誓をしようとする日から14日以内に本市に転入する予定である場合を含む。）。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指名する職員（以下「職員」という。）の立会いの下で必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（以

下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類(発行又は作成の日から起算して3月以内のものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し(本市に転入する予定である者にあつては、その事実
が確認できる書類)

(2) 現に婚姻をしていないことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、宣誓をしようとする者が宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、当事者双方及び職員の立会いの下でこれを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者の本人確認のため、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(以下「免許証等」という。)であつて、本人の顔写真が貼付されたものの提示を求めるものとする。この場合において、本人の顔写真の貼付された免許証等がないときは、顔写真の貼付のない免許証等のいずれか2点の提示を求めることにより、本人確認をすることができる。

4 前項の規定は、第2項の規定による代筆をする者の本人確認について準用する。

5 前条第2号括弧書の規定に該当する者は、宣誓書を提出した日から14日以内に本市に転入したことが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に認めるときは、宣誓において通称名を使用することができる。

2 前項の規定により宣誓において通称名を使用しようとするときは、宣誓書に通称名を併記し、戸籍上の氏名(日本国籍を有しない者にあつては、これに準ずるもの)が確認できる書類及び日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が、第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(別記様式第1号)及びパートナー

シップ宣誓証明カード（別記様式第2号）（以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、宣誓書に前条第2項の規定により通称名が併記されているときは、証明書等に当該通称名を併記するものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 宣誓者は、証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより証明書等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に毀損し、又は汚損した証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

2 市長は、再交付申請書の提出があった場合において、再交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、証明書等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届に、証明書等及び変更する記載事項の内容がわかる書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、変更する記載事項の内容を確認し、記載事項を変更した証明書等を交付するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

（1） 宣誓者双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

（2） 第3条第2号から第5号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

ただし、市長が認める場合を除く。

（証明書等の無効）

第10条 市長は、宣誓者が偽りその他不正の手段により証明書等の交付を受け、又は証明書等を不正に使用したと認めるときは、当該宣誓者の証明

書等が無効とする。

2 市長は、前項の規定により証明書等が無効とした場合は、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(周知啓発)

第11条 市長は、市民及び事業者がこの告示の趣旨を十分に理解し、公平かつ適切な対応が行われるように、その周知啓発に努めるものとする。

(書類の様式)

第12条 第6条第1項に定めるもののほか、この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

（表）

証明書交付番号【第 号】

パートナーシップ宣誓証明書

様

様

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

お二人が、佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、宣誓をされたことを証明します。

これからの人生を、共に歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

佐野市長



(裏)

【この証明書の提示を受けた方へ】

佐野市は、佐野市人権教育・啓発推進基本計画の基本理念に基づき、市民一人一人が、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指すため、佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定しました。

この証明書は、お二人が互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓したことを佐野市長が証明するものです。法的な効力を有するものではありませんが、この証明書の提示を受けた方は、主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、お二人の性的指向や性自認、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

【注意事項】

- 1 この証明書は、要綱の趣旨に従って使用してください。
- 2 次の場合には、パートナーシップ宣誓証明書等を返還してください。
 - (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (2) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。ただし、市長が認める場合を除く。
- 3 偽りその他不正の手段により証明書等の交付を受け、又は証明書等を不正に使用したときは、証明書等は無効となり、証明書等を返還していただきます。

【通称名を使用している場合】

以下に戸籍上の氏名（日本国籍を有しない方にあつては、これに準ずるもの）を記載します。

フリガナ		
通称名		
フリガナ		
戸籍上の氏名		

発行：佐野市

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明カード	
お二人が、佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓をされたことを証明します。	
本人	パートナー
様	様
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
宣誓日 年 月 日	【第 号】
	佐野市長 印

（裏）

この証明カードの提示を受けられた方へ	
この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓したことを佐野市長として証明するものです。	
法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
また、お二人の性的指向や性自認、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。	
戸籍上の氏名（通称名の使用の場合）	
様	様
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
特記事項	
<hr/>	
発行：佐野市	

備考 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。